

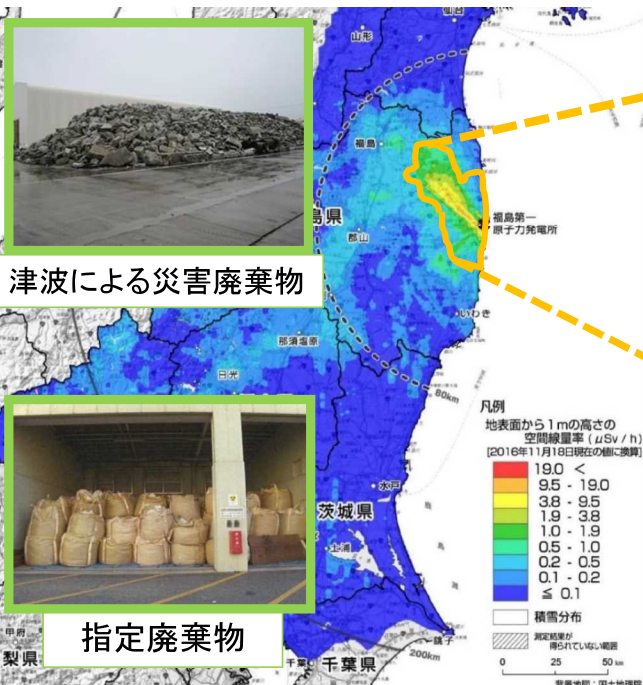
# 特定廃棄物対策担当参事官室

# 東日本大震災対応について



## 環境再生事業の概要と役割分担

- 避難指示が発令された区域は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域（通称：対策地域）として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
  - ・ 除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。
  - ・ 廃棄物処理については、区域にかかわらず、8,000Bq/kg超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。



➤ 国直轄エリア  
 (除染特別地域、対策地域)



除染

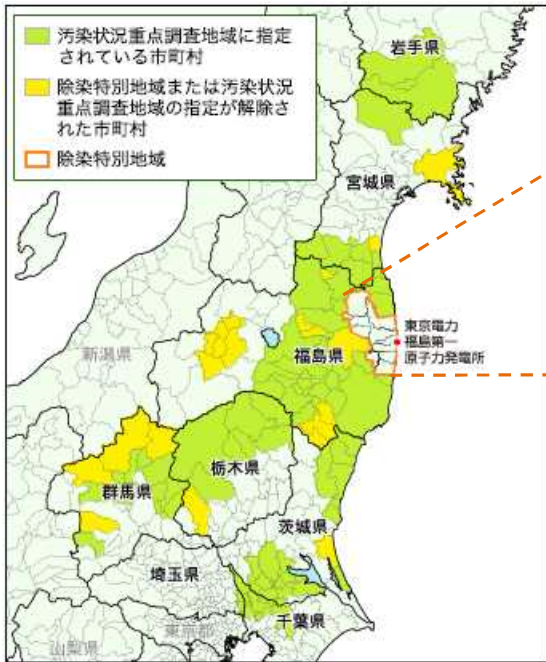


被災家屋等の解体

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**  
 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。  
 (葛尾村の特定復興再生拠点区域については、2022年6月に避難指示が解除。)

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞

＜除染特別地域(国直轄除染)＞



汚染状況重点調査地域に指定されている市町村  
 除染特別地域または汚染状況重点調査地域の指定が解除された市町村  
 除染特別地域  
 汚染状況重点調査地域に指定されている市町村  
 除染特別地域内面的除染完了  
 避難指示解除  
 除染特別地域  
 除染特別地域  
 帰還困難区域  
 面的除染は平成30年3月19日完了  
 特定復興再生拠点区域

	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43*	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

## 福島県内における特定廃棄物の処理の進捗

○ 帰還する住民の生活環境の再生・保全のため、特定廃棄物（対策地域内廃棄物※1、指定廃棄物※2）の処理を着実に進めていく。

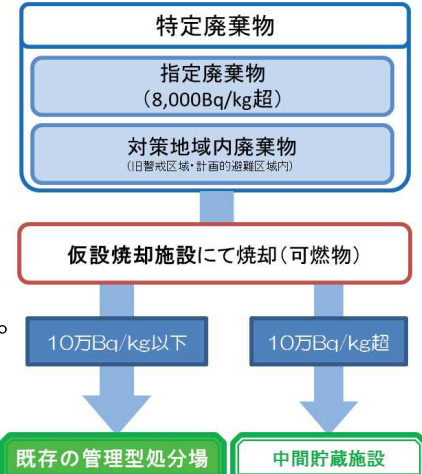
※1 対策地域内廃棄物：汚染廃棄物対策地域内にある災害廃棄物等  
 ※2 指定廃棄物：8,000Bq/kg超の廃棄物

### 1. 被災家屋の解体等 (2022年4月末時点)

- 被災家屋の解体は、対象11市町村のうち6市町村で完了。
- 家屋解体の申請受付数・約17,800件のうち、解体撤去済は約17,100件。
- 2016年3月までに、津波がれきの撤去と仮置場への搬入を完了。

### 2. 特定廃棄物の中間処理と最終処分

- 災害廃棄物等の仮置場への搬入は、約321万トン完了。(2022年2月末時点)
- 指定廃棄物約37万トンのうち、約22万トン进行处理等のため搬出済み。(2022年3月末時点)
- 仮設焼却施設11施設のうち、7施設での焼却を完了し、4施設は稼働中。(2022年5月末時点)
- 特定廃棄物埋立処分施設に計画量の約8割・約23万袋を埋立処分済み。(2022年5月末時点)



被災家屋等の解体の様子



大熊町の仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分施設

## <長期管理施設の設置>

- 5県(宮城・栃木・千葉・茨城・群馬)において、国が各県内での「長期管理施設」の新設を検討。
- うち3県(宮城・栃木・千葉)について、2014~2015年に候補地を提案したが、そのための詳細調査の実施の目的が立っていない。今後の方針を県ごとによく相談する必要。

## <各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組を実施。
  - 指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理(宮城県) ・保管の強化(茨城県)
  - 分散している保管場所の集約(栃木県) ※R3.10 那須塩原市で集約に向けた搬出作業開始
  - 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理(関係全県で模索中)

※県名下部：二〇二二年三月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 ~ (H30)		
宮城県 (2,827.9t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細 調査候補地を公表		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から 処理することとし、2018年3月から処理を開始				
栃木県 (12,208.1t)							詳細調査の 実施に向けた 働きかけの継続	農家の保管する指定廃棄物の市町 単位での集約を検討・実施
千葉県 (3,716.6t)								
茨城県 (3,535.7t)							長期管理施設は設置せず、現地保管 継続・段階的処理 の方針を決定	一時保管場所での 保管強化対策の実施
群馬県 (1,187.0t)								

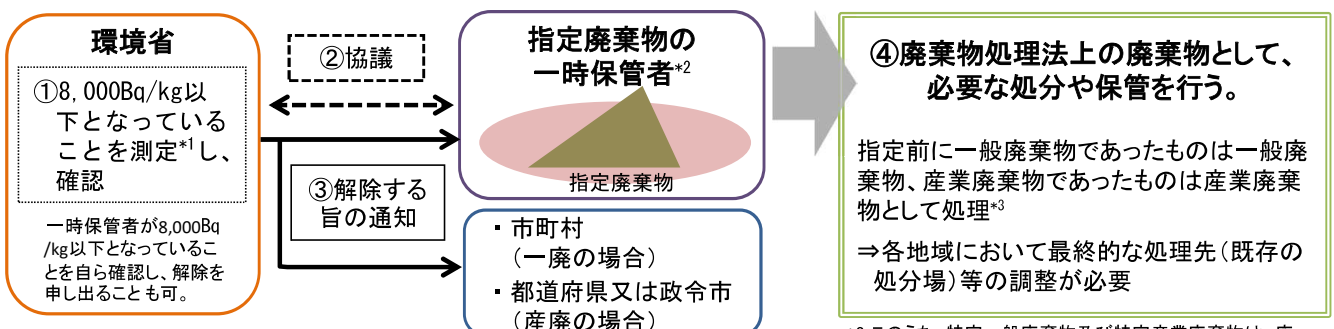
# 指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

## 【仕組み】(放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2)

- 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者(市町村又は排出事業者)と協議した上で、指定を解除することができる。
  - ※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。
- 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下に必要な保管・処分を行う。
  - ※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。

## 【実績】

- 千葉県、山形県、宮城県、静岡県、岩手県、東京都、栃木県の7都県で計64件、約2,320トンが指定解除されている。(2022年3月末時点)



\*1 測定は地元の要望に応じて対応。

\*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

\*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

## 【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となって大量に発生。

このうち、8,000Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の原因となることが懸念され、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促進。

### 保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木

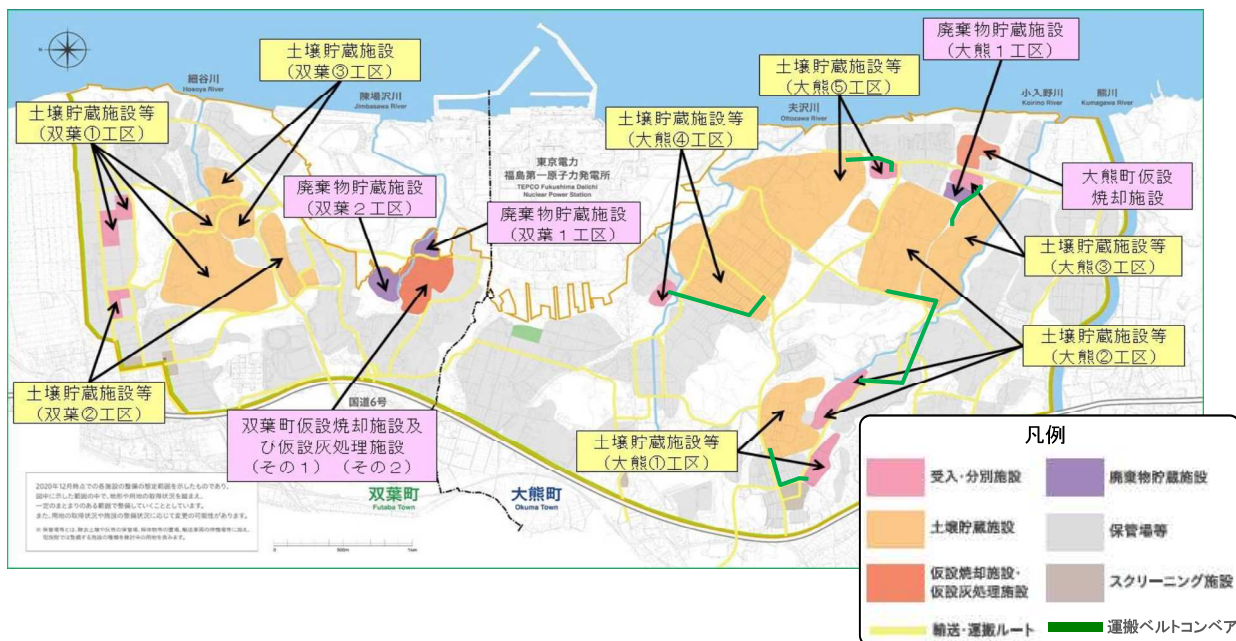
処理の  
加速化

## 【事業の概要】

- 1 補助対象者**  
廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）
- 2 処理の対象となる汚染廃棄物**  
これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで発生した8,000Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物
- 3 事業実施期間**  
令和3年度
- 4 補助率**  
1/2(国)  
※残りの地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置
- 5 処理に必要な経費の例**  
廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成
  - ① 処理計画の策定等に要する経費
  - ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量率測定費等）
  - ③ 廃棄物の収集・運搬から処理・処分に要する経費（仮設焼却炉の設置等）

## 中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。



- 福島県内での大規模な除染により、大量の除去土壌等（東京ドーム約11杯分）が発生。これらは大熊町・双葉町に設置させていただいている中間貯蔵施設に搬入。
- 福島県内の除去土壌等は「中間貯蔵開始後30年以内（2045年まで）に福島県外で最終処分すること」と法律で定められている。
- 除去土壌全てをそのまま最終処分することは、必要な規模の最終処分場の確保等の観点から実現性が乏しい。最終処分が必要となる量を減少させるため、適切な処理を実施し放射性濃度の低い土壌等に分離し、品質調整を行い、公共事業等に限定し、再生利用を進めることが必要。
- 2016年に策定した技術開発戦略及び工程表に沿って、減容に関する技術開発や再生利用の実証事業等を進めている。

## 飯舘村長泥地区での農地造成実証事業

再生資材（5000Bq/kg以下）  
達成後のイメージ

水田試験エリア

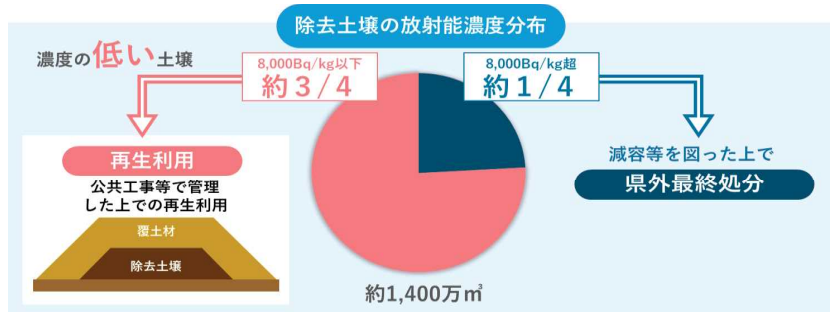
再生資材化ヤード

盛土実証エリア

比叡川

農地造成エリア

- ・盛土実証エリアで、野菜・花き類等の栽培実験を実施（2019年～）。
- ・農地造成区域周辺の空間線量率は0.27～0.69  $\mu\text{Sv/h}$ （2022/1/28）。



## 南相馬市での盛土造成実証事業

盛土周辺の空間線量率は、0.05～0.07  $\mu\text{Sv/h}$ であり、盛土造成前と変化なし。



# 福島環境再生に向けた今後の課題（理解醸成）

- 県外最終処分の方針についての認知度は、福島県内で約5割、福島県外では約2割。
- このため、除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国的な理解醸成が必要不可欠であり、その取組を全国で展開中。

## 全国での対話フォーラムの実施



2021年度は合計4回開催。  
対話の様子はオンラインで公開中。  
2022年度も全国各地で開催予定。

YouTubeアーカイブ動画（QRコード）



## 除去土壌を用いた鉢植え等の設置（設置場所を拡大中）



➢ 除去土壌を用いた鉢植えを、総理大臣官邸、環境省、復興庁、新宿御苑等10箇所に設置。

➢ 除去土壌を用いたプランターを、環境本省の正面入口前に3月10日に設置。



↑約5,100Bq/kgの除去土壌を使用

## 自治体等への説明



環境政策にかかる全国行脚等の場において、除去土壌の問題について説明。

## 再生利用実証事業 現地見学会



## (参考)「福島、その先の環境へ。」対話フォーラム開催概要

知っていただきたい  
福島の課題が  
あります。  
「除去土壌」の  
これから。

福島、  
その先の  
環境へ。  
対話フォーラム

福島県内で発生した除去土壌等の30年以内県外最終処分を実現するため、減容・再生利用の必要性及び安全性について全国での理解醸成活動を抜本的に強化。その一環として昨年度より対話フォーラムを行っており、これまで4回開催。  
今年度も引き続き継続開催するところ、次回は7月に広島で開催予定。

日	2022年7月23日(土) 14:00 ~ 16:00(約2時間) 予定
会場	広島国際会議場 地下2階「ダリア」
主催・後援	主催：環境省 後援：(株)広島ホームテレビ
登壇者	山口環境大臣、高村先生(長崎大学)、開沼先生(東京大学)ほか
プログラム	①開会挨拶 ②環境再生事業に関するプレゼンテーション(約10分) ③対話セッション(約60分) ④まとめ(20分) ⑤閉会挨拶
参加人数	会場参加： 100名程度 オンライン参加：1,000名程度